

岡山桃太郎空港ご利用の特典概要

【近隣県等在住者送迎助成】 岡山桃太郎空港の定期路線等を往復利用する団体旅行を実施し有料でチャーターするバス等を使用して近隣県等在住者を県外から往復送迎する場合、助成制度があります。

《ポイント》

- 内 容 : 岡山桃太郎空港の定期路線等を往復利用する団体旅行を実施し、有料でチャーターするバス等を使用して近隣県等在住者を県外から往復送迎した旅行会社に対する助成制度です。
- 交付対象者 : 旅行会社
- 要件 : ①岡山桃太郎空港の定期路線等を往復利用する団体旅行(フリープランも含む。)であつて、その構成が5名以上であること。
②有料でチャーターするバス等(大型・中型バス、マイクロバス、ジャンボタクシー、レンタカーを含む。)を使用して、近隣県等在住者を県外から往復送迎すること。
(注)添乗員は団体人数に含まない。修学旅行等は除く。
- 対象路線 : 国際定期路線・国内定期路線・チャーター便
- 対象期間 : 令和6年4月1日～令和7年3月31日(出発日を基準とする。)
 - 助成額 : ①5～9名 … 20,000円 ②10～14名 … 40,000円
(1台あたり) ③15～19名 … 60,000円 ④20～45名 … 80,000円
 - ※ただし、往復送迎のためのバス等借上代金の総額(高速道路及び有料道路の料金を含む。)を超えないものとする。
 - ※往路と復路で送迎人数が異なる場合は、それぞれの送迎人数に応じた助成金額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。
 - ※2台以上の利用について
 - ・45名以下は1台とみなす。 ・46名以上の場合、45を引いた人数分の助成額を加算する。
 - ・1旅行企画ごとの申請の上限は、16万円を限度とする。
 - (注) 1支店(営業所あたり、総額1,000千円を限度とする。
- 申請手続 :
 - 申請に必要な書類:
 - ① 交付申請書兼請求書
 - ② 該当航空機に搭乗したことが確認できる書類(航空会社 PNR コピー、Eチケットのコピー等)
 - ③ 旅行行程が分かる書類のコピー
 - ④ 送迎バス利用証明書(請求書等バスの借上代金のわかるもの。ただし、送迎年月日、始発地及び目的地の記載があること。)
 - 申請期限: 旅行終了後60日以内
 - 提出先: 空路利用を促進する会(岡山県航空企画推進課内)(郵送又は電子メール)
- その他 :
 - ① 助成金の交付に関する各種手数料は、旅行会社の負担とします。
 - ② 予算を全額執行した場合は、年度途中であつても助成を終了いたします。
(以下の「岡山県航空企画推進課 HP」で告知します。)
 - ③ 国際線アウトバウンド利用拡大助成の要件も満たす場合、重複して申請することは可能です。
ただし、岡山桃太郎空港修学旅行等助成事業助成など、空路利用を促進する会が実施する助成と重複して申請することはできません。重複していることが判明した場合、助成対象外とします。

【お問合せ先】 空路利用を促進する会(岡山県航空企画推進課内)

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

Tel.086-226-7282 Fax.086-224-4127

Email: okj@pref.okayama.jp

※「岡山県航空企画推進課HP」から様式等をダウンロードできます。 <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/18/>

近隣県等在住者送迎助成の流れ

1 団体旅行の計画



2 団体旅行の実施



3 **助成金の申請** 【旅行会社様 → 空路利用を促進する会（岡山県）】

○**助成金交付申請書兼請求書**の作成・提出

※旅行終了後、原則60日以内。

※提出は、郵送または電子メール



4 審査

※申請書の内容を審査して助成金額を決定

※申請金額と決定金額が違う場合や確認事項がある場合は、ご連絡いたします。



5 **助成金の支払い** 【空路利用を促進する会（岡山県） → 旅行会社様】

※助成金の交付に係る手数料は、旅行会社の負担。

※交付にあたって、通知等こちらからご連絡はいたしませんので、ご了承ください。